

くまち、
みんなの
ちりゅう



輝くまち、
みんなの
ちりゅう



輝くまち、
みんなの
ちりゅう

認知症総合支援事業について

Chiryu city

Chiryu city

Chiryu city

Chiryu city

Chiryu city



輝くまち、
みんなの
ちりゅう



輝くまち、
みんなの
ちりゅう



輝くまち、
みんなの
ちりゅう



輝くまち、
みんなの
ちりゅう



ちりゅう

知立市役所・長寿介護課
地域支援係

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」

成立：令和5年6月14日

施行：令和6年1月1日

第一条(目的)

この法律は我が国に置ける急速な高齢化の進展に伴い認知症である者(以下「認知症の人」という。)が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、認知症に関する施策(以下「認知症施策」という。)に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する活力ある社会(以下「共生社会」という。の実現を推進することを目的とする。)

認知症基本法に記された「責務」

対象	責務
国・地方公共団体	基本理念に則り、認知症施策を策定・実施する責務を有する
国民	共生社会の実現を推進するために必要な 認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するように努める
保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の責務	国及び地方公共団体が実施する認知症施策に協力するとともに、良質かつ適切な保健医療サービス又は福祉サービスを提供するよう努めること
日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者の責務	公共交通事業者等、金融機関、小売業者その他日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者は、国及び地方公共団体が実施する認知症施策に協力するとともに、そのサービスを提供するに当たっては、その事業の遂行に支障のない範囲において、認知症の人に対し必要かつ合理的な配慮をするよう努める

新しい認知症観

認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方

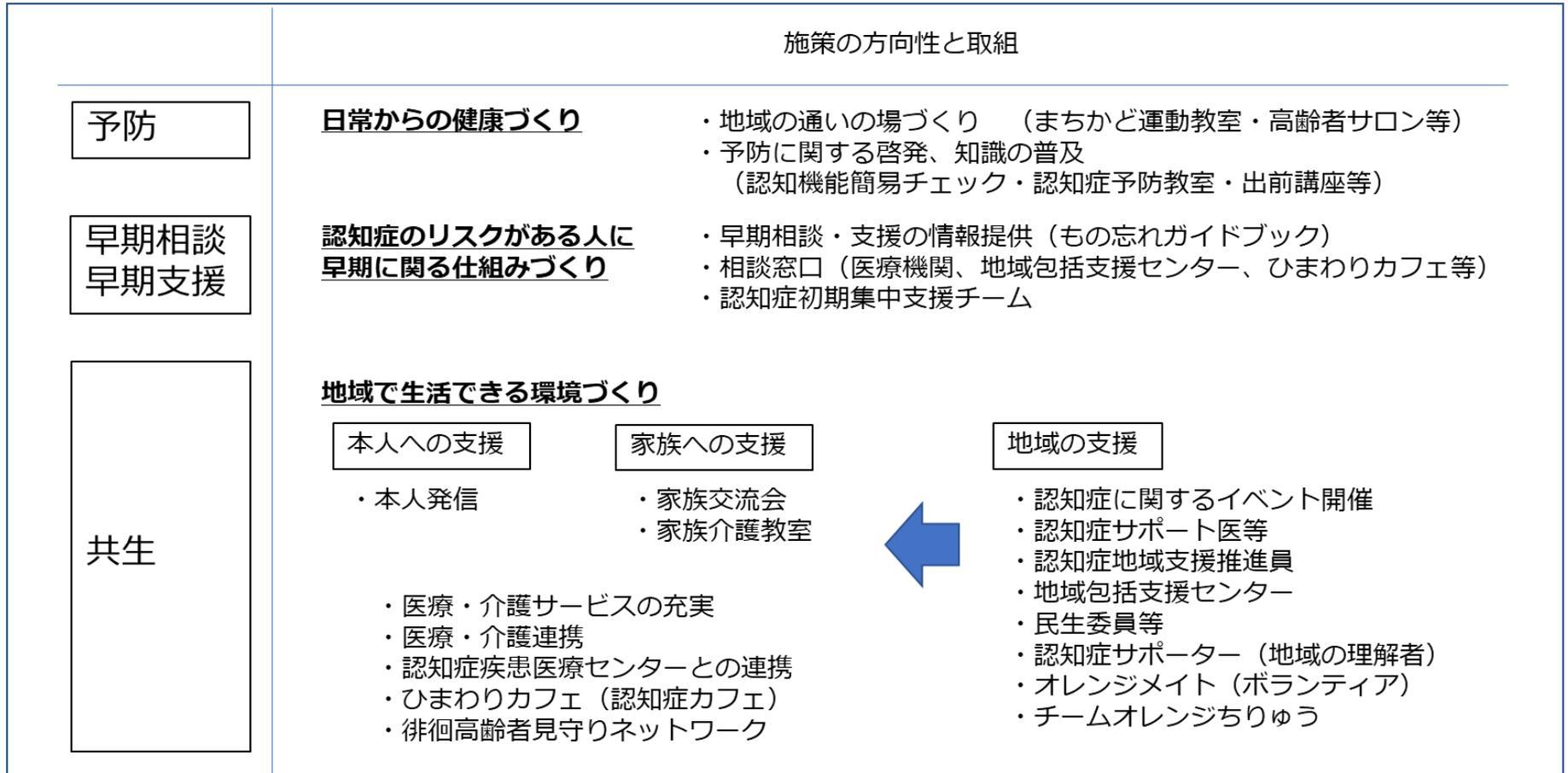


認知症の当事者を含めた国民一人一人がこの「新しい認知症観」に立ち、認知症の当事者が自らの意思によって、多様な主体とともに、日常生活および社会生活を営むことができる共生社会を創り上げていくことが必要である。

ポイント: 本人主体・尊厳を守る・共生

知立市の認知症施策体系図

住み慣れた地域で自分らしく暮らせる 知立市を目指して



認知症地域支援・ケア向上事業

ひまわりカフェ（認知症カフェ）

○認知症のご本人やご家族、地域住民、専門職など、認知症に関心のある誰もが気軽に集まり、仲間づくりや情報交換を行う場所です。

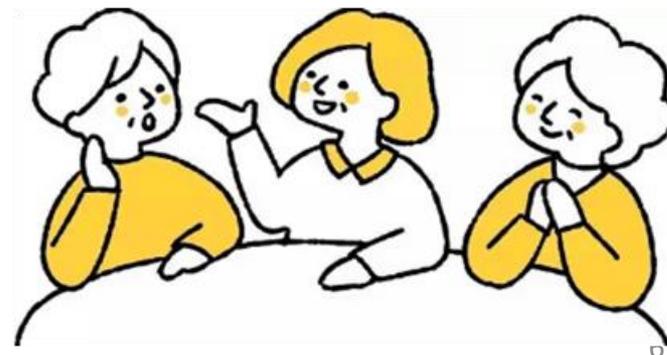
地域での認知症相談・家族支援・認知症理解への啓発を行います。

市委託事業にて3か所で実施。

実施場所：

福祉の里、グループホームホームなごみ、
グループホームながしのの里

開催時期は知立市ホームページ・広報・市公式LINEをご覧ください。



認知症相談・地域支援体制の拡充（本人ミーティング）

○認知症のご本人の交流会は、認知症と診断を受けて不安がある方、これからが心配な方、同じ立場の方が集まり、普段の生活についてや心配なことを自由に話せる場所です。

実績

年 4 回開催 次回3月14日（土）

活動内容

- ・懐かしい歌とともに語ろう
- ・クリスマスをみんなで楽しもう
- ・座談会：普段の生活のことを話そう

※認知症の人と家族の会の会員によるピアサポートを実施



認知症相談・地域支援体制の拡充（家族交流会）

○認知症の人を介護する家族交流会は、認知症のご本人やご家族が集まり、普段の生活や介護の悩みを自由に話せる場所です。

実績

年4回開催

※本人ミーティングと同時開催（別室）

活動内容

座談会：普段の生活や介護の悩みを話そう

認知症の人と家族の会の会員によるピアサポートを実施



認知症予防のための！「脳の健康度チェック＆認知症予防講座」

将来の認知機能低下のリスクをチェックすることをきっかけに、認知症予防への意識を高めることで生活の改善に繋げ、認知症の発症遅延や発症リスクの低減を図るとともに、早期支援に繋げる事業。

実績

令和7年度 年2回開催
※10月、11月に実施

方法

愛知県と国立長寿医療研究センターが共同開発したチェックリストを用いてチェックを行う

認知症予防のための！ 愛知県委託事業

脳の健康度チェック & 認知症予防講座

愛知県と国立長寿医療研究センターが開発したチェックリストを用いて、将来の認知機能低下のリスクをチェックし、認知症予防に役立つ講座です。個別相談で認知症に関する相談もできます。

※このチェックリストは認知症の診断をするものではありません。

日時・場所	1日目 脳の健康度 チェック	2日目 認知症 予防講座	場所	申し込み 締め切り日時
第1回目	9月10日(水) 13時30分～16時	9月24日(火) 14時～16時	知立市福祉の里 六ツ屋館 (八ツ田駅前43)	8月28日(水) 17時
第2回目	10月10日(木) 13時30分～16時	10月24日(木) 14時～16時	知立市老人福祉 センター (西野原910-5)	9月27日(金) 17時
第3回目	11月7日(水) 13時30分～16時	11月21日(水) 14時～16時	知立市老人福祉 センター (西野原910-5)	10月25日(金) 17時

※各回の開催場所は、いずれか1つにのみ申し込みください。

持ち物 体操作しやすい服装(2日目)

対象 市内在住の65歳以上の人 各回20名(先着順・事前予約制)

参加料 無料

申し込み 申し込みフォーム・電話・窓口にて
8月1日(木)午前8時30分より受付開始

問い合わせ 知立市役所 長寿介護課
地域支援係 電話:0566-95-0191

申し込みフォーム QRコード



認知症初期集中支援チーム

もの忘れ、認知症のご心配は 地域包括支援センターに 早めにご相談ください!!

こんな「心配」はありませんか？

近所の方の様子が
最近なんだか心配

お金や通帳など
大事な物がすぐに
なくなってしまう...



母の物忘れが急に
ひどくなった。
認知症なの？

まずはお電話ください！
専門職がお電話か窓口または訪問し
相談に乗ります。



医療・福祉・介護の専門職

必要な支援をいっしょに
考えていきます。

お気軽にご相談ください

知立市東部地域包括支援センター

TEL:0566-82-8855

FAX:0566-83-4070

場所：知立市八ツ田町泉43
(知立市福祉の里八ツ田内)

担当エリア
小学校区

*知立小学校 *来迎寺小学校
*八ツ田小学校 *知立東小学校

知立市西部地域包括支援センター

TEL:0566-81-8880

FAX:0566-83-7776

場所：知立市長篠町新田東11-32
(ながしのの里内)

担当エリア
小学校区

*知立西小学校 *猿渡小学校
*知立南小学校

実施主体：知立市役所 長寿介護課 地域支援係 TEL:0566-95-0191

認知症に関して、医療・介護につながっていない人を支援につなげるなど、初期の対応を行うチームです。

医師がメンバーに入っており、アドバイスを受けながら活動します。

認知症疾患医療センター（八千代病院）の後方支援も受けています。

認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

知立市オレンジメイトの活動～介護事業所でのボランティア～

○介護事業所へのオレンジメイト紹介
市内グループホーム・地域密着型デイサービスとオレンジメイトの橋渡しを行っています。

活動内容

- ・介護事業所内での利用者とのお話し相手（傾聴ボランティア）
- ・手作業・制作のお手伝い、見守り
- ・囲碁・将棋のお相手 等

ボランティア受け入れ可能な事業所を募集しています。



知立市オレンジメイトの活動～地域での活動～

○高齢者サロン等 地域での活動

もの忘れが心配な人・認知症ご本人の高齢者などの地域活動への参加をサポートします。

活動内容

- ・ 買い物、ゴミ捨て等日常生活の支援
- ・ ご本人のお話し相手
- ・ 地域の高齢者サロン等の運営・活動のお手伝い
- ・ 座談会の開催
- ・ 地域での見守り



オレンジメイトに関するお問い合わせ・支援の依頼は担当エリアの地域包括支援センター認知症地域支援推進員（東部：菊池、西部：石川）へご連絡ください。

知立市オレンジメイトの活動～チームオレンジちりゅう～

チームオレンジとは、オレンジメイトが自主的にボランティアグループを立ち上げ、地域で活動を行っている方々のことです。

チームオレンジちりゅうハツ田

地域での認知症予防を目的に、ハツ田町公民館にて開催されている「ハツ田イキイキサロン」内にて毎月、座談会などを開催しています。



写真:知立市地域包括支援センターかわら版 令和6年11月号より引用